

自分の給与金額をチェックしよう !

12月期一時金は12月9日に支払われましたが、12月8日に一組合員から、給与明細票に記入されている金額がおかしいという訴えが執行部にありました。当人の本給から考えてあまりに小さな金額であるということです。執行部ではその給与明細表を見せていただきましたが、訴えどおり本給額から考えて異常に少ない金額になっておりましたので、機構に調査を求めました。機構はすぐに間違いを確認し、本人に謝罪、補正されることになりました。機構は、そのほかの職員に対して同様の間違いがあるかどうか調べ、訴えの例だけだったと確認したそうです。

このような間違いは頻繁にあることではありませんが、超過勤務時間など細かい事務上のミスは、時々存在します。特に今は統合によって、事務処理のやり方、計算機システムなどが変更され、間違いが入る可能性が大きくなるでしょう。給与明細票の中身の大事なところは自分で確認するようにしましょう。

12月期一時金及び12月18日の給与支払いは2005年度の改定給与を基礎に支給されます。近日中に、給与改定と12月期一時金の分会討議資料を配布しますので、自分の給与明細表を点検してください。

そして、おかしいと思ったら、執行委員会などへ連絡ください。なお、労務課は「直接給与課に申し出てくださっても良い」と言っています。

[労組 旗開き] 1月 11日(水) 18:30より

場所： 東海村 真崎コミュニティーセンター B会議室

20年、30年永年組合員表彰、

執行部-組合員 懇談など

軽食を用意します。

組合員の皆さんお誘い合わせの上お集まりください。

在職老齢年金の金額修正通知来る

あゆみ速報(57-21)12月9日の投稿記事の在職老齢年金の問題について、あゆみ掲載の翌週に、金額修正通知が投稿者に届けられ、もともと期待した額に近い額が支払われることになりました。とりあえず、不安は解消しましたが、通知の中身が不親切なのはそのままです。今後の改善が求められます。

研究員・技術員認定問題

旧原研の研究手当受給者で

新制度の研究員又は技術員の認定をされなかった組合員は

執行委員会へ連絡ください。

あゆみ速報(57-21)12月9日で報告したように、12月7日の拡大窓口交渉で、機構は研究員・技術員の認定状況について説明をしました。しかしその内容は、示されたデータが少なく、また推定される認定状況も多くの職員の期待を裏切るものであることは間違いなさそうです。

執行委員の身近な例でも、旧研究手当受給者で新制度の研究員あるいは技術員に認定されていない人が複数人います。統合前から行なわれていた交渉・説明の場では、「旧原研の研究手当受給者は、基本的には新制度になっても、研究員又は技術員に認定される」と説明されていました。

現在の認定状況は以前の説明通りでないことが明らかです。労組は、これから行なう春闘要求アンケートのなかで調査を行ないませんが、**当面、旧研究手当受給者で新制度の研究員・技術員の認定通知を受けなかった組合員がどれだけいるのかを把握したいと考えています。**該当する方は執行委員会へご連絡ください。また組合員以外でもお知らせいただければ参考にいたします。なお、10月から来年3月までは、新制度への経過措置中のため、以前と同額(調整額を含む。12月からはH17年度の給与改定が反映された額)支給されているはずなので、給与明細を見るだけでは認定されているかどうかわかりません。「認定」について知らされていない方は、所属長に確認してください。

機構はこれまでの説明がうそにならないように、早急に認定をしなければなりません。

同時に、認定の実態をきちんと明らかにし、新制度の認定基準も明らかにしなければなりません。

認定されなければ、それは重大な労働条件の変更です。「認定結果はこれこれです。」と言って、あたかも決定事項でもある様な言い方は、到底許されるものではありません。

旧電子メールアドレスの利用延長について機構に要求しました。

旧 E メールアドレスの使用延長について（要求書）

記

新法人の発足に伴い、旧メールアドレスがわずか6ヶ月で廃止されようとしている。メールは、連絡、情報収集、ニュース、研究分野でのコミュニケーションなどに使われており、研究活動に不可欠のものとなっている。旧メールアドレスは、論文や学会などの交流で、同じ研究分野で研究している人を含む不特定多数の人に広く知らせており、旧メールアドレスがわずか6ヶ月で使えなくなると、研究に支障を来すのは自明である。移行期間には数年は必要である。

首都大学東京、産業技術総合研究所、宇宙航空研究開発機構では、旧研究機関のドメインネームの使用延長が認められている。旧メールアドレスが研究を行うために一定期間必要であり、それが認められてきたことは明らかである。わたしたちの原子力機構がドメインネームの使用延長の必要性を主張すれば、それが認められる理由は十分あるはずである。

原子力機構運営者は、別紙に示す旧メールアドレスの重要性を再認識すべきである。原研労は、原子力機構がドメインネームの使用延長願いを行い、メールアドレスの変更期間を1年以上に延長する努力をすることを要求する。また、このような、事務の一方的な変更を防ぎ、研究者の意見を採り入れるネットワークユーザーコミュニティの早急な立ち上げを要求する。

なお、原子力機構運営者が旧ドメインネーム破棄を決定するに至った経緯についても説明していただきたく、以下の質問に対し、誠意を持って平成17年12月22日までに回答していただきたい。

1. 我々は、これまであゆみ速報、窓口交渉を通じ、旧メールアドレスの必要性を主張してきたが、これまで何の回答もないままに、今年度内での廃止が唐突に通達された。これまでの我々の問題点の提起および延期の主張を無視し、廃止を決定できる正当な理由を具体的に示すこと。
2. ドメインネーム使用延長の努力は当該機関に対して具体的に行ったのか。また、旧ドメイン廃止の決定は、どのような機関の合意あるいは協議を得て決定したのか。これまでの経緯と協議等の議事録などを開示すること。
3. このような、重要な研究環境の変更に際し、実際にメールアドレスの使用延期を必要としている研究者が関与したのか。関与があったのであれば、その関与の経緯と議事録の開示をすること。また、今後もメールシステムなど情報関連システムの変更などが考えられるが、その際に研究者が関与できるシステムは提起されるのか、具体的な計画があれば知らせること。

以上

別紙 旧メールアドレスが研究に必要である理由

1. 旧メールアドレスの研究への必要性
 - ・旧研究所・機構は、研究活動の成果を多数の論文へ発表してきた。論文には、E メールアドレスが掲載されており、そのアドレスを経由して質問・問い合わせなどが寄せられる。機構は研究成果として投稿したのに対し、責任を持って対応する必要がある。
 - ・E メールアドレスはリスト化され、国際会議などの通知が送られる。これは研究成果を発表するため機会を知る重要な情報源となっている。
 - ・論文を発表したり、研究会に参加したりしていると、チェアマンや論文の査読依頼などがEメールで送られてくる。この場合、送りもとが不特定なのであらかじめアドレスの変更を通知しておくことができない。旧メールアドレスがなくなると、連絡を受けられなくなる。その結果、原子力機構の研究分野における活力・発言力を損なうことになる。
 - ・首都大学東京、産総研、JAXA の例をみても、このような短期間でメールアドレスを変更してはいない。これは、これらの研究機関が旧メールアドレスの重要性を認識している証拠である。
2. 旧メールアドレスの価値

旧日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構は、長年の研究活動を通じてメールアドレスを広めてきた。論文投稿、国際会議などの会議出席で広めたメールアドレスは、研究活動とともに大きな投資でもある。旧メールアドレスをこれほどの短期間で破棄するのは、これまでの投資と努力を水泡に帰すものであり、すなわち、これまで使ってきた税金を無駄にするものと断ぜざるを得ない。
3. 通知期間が6ヶ月では短すぎる理由

住所が変わった場合、通常一年程度は郵便物の転送を行う。電話でも、番号変更のお知らせを流すサービスが1年は続けられる。研究においては、一般的に、国際会議は数年に1回開かれ、論文も年に数報程度と考えれば、新しいメールアドレスを周囲に知ってもらうためには、数年以上かかると考えられる。
4. 機構側の不手際による変更通知の遅れ

研究機構は、メールアドレスが変更されることがわかっているにもかかわらず、通知が遅れ、先行して新しいサーバーを立ち上ることもしてこなかった。今年の10月依然に受理された論文や、会議録などには、旧メールアドレスが記載される可能性が大きい。こうした資料を参考にした研究者は、メールでコンタクトをとることができない。さらに、10月以降もメールアドレスの発行に手間取っており、通知期間が大幅に遅れた人もいる。
5. 旧ドメインを保持した場合のデメリット

旧ドメインの保持には、年間数万円かかるのみである。また、ネットワークシステムは、若干の変更で対応できるはずである。セキュリティは、メールの受信のみを許可すれば問題はないはずである。上記のメリットに比較して、デメリットはわずかである。

以上